

令和5年度

羽村市会計年度任用職員登録募集要領

羽村市では、令和5年4月1日から任用を開始する会計年度任用職員を募集します。
会計年度任用職員として就労を希望する場合、事前の登録申請が必要です。

◇会計年度任用職員とは（令和2年4月から制度施行）

一会計年度内を任期として任用される非常勤の職員です。
地方公務員として勤務し、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

◇登録資格

- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当していないこと。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※途中で登録資格が無いことが明らかになった場合は、登録を取り消します。また、任用が決まっている場合は、任用を取り消します。

◇募集職種等

募集職種や業務内容、勤務日数、勤務時間、勤務地、報酬単価等については、「募集職種・勤務条件等一覧」をご確認ください。

なお、報酬単価については、令和4年12月1日現在の単価を記載しています。令和5年4月1日以降、一部の職種について引上げを検討しています。

◇勤務条件等

項目	内容
任用期間	最長で令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合に限り、再度任用される場合あり
業務内容等	「募集職種・勤務条件等一覧」のとおり
報酬等	時間給で支給します。支給方法は口座振込となります。 条件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当に相当する報酬や、期末手当が支給されます。
社会保険	加入要件を満たした場合、健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険にそれぞれ加入となります。
休暇制度	勤務日数や任用年数に応じて年次有給休暇、慶弔休暇等があります。

◇申込方法と受付期間等

- 次のうち、どちらかの方法でお申込みください。
- 募集要領及び登録申込書等は、羽村市公式サイトからもダウンロードできます。

【郵送受付】※簡易書留

申込受付期間	令和5年1月13日（金）まで（必着）
あて先	〒205-8601（所在地記載不要） 羽村市総務部職員課
必要書類	① 羽村市会計年度任用職員登録申込書（正面、上半身、脱帽で申込日より6か月以内に撮影した写真1枚（縦4cm×横3cm）を貼付） ② 資格証又は免許証の写し（業務によって必要な場合ご提出ください）

【持参による受付】

申込受付期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
申込受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで
受付場所	羽村市役所東庁舎3階 職員課（②番）窓口
必要書類	「郵送」による方法に同じ

※提出された書類は一切返却できません。ただし、応募資格を満たしていない場合や書類不備等により受付できない書類は返却します。

※1月16日（月）以降も受け付けますが、4月1日からの任用が難しくなることがありますので、あらかじめ御了承ください。

※障害を有する方（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（愛の手帳等）のうち、いずれかの交付を受けている方）も応募可能です。なお、応募する際は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（愛の手帳等）の氏名・障害名・等級又は程度が記載されている部分の写しを、併せて提出してください。

◇登録の有効期限

名簿の登録有効期限は、令和6年3月31日までです。

◇選考について

名簿登録された方の中から書類選考のうえ、面接を実施して選考をします。必ず任用されるとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。

＜任用にあたっての注意事項＞

- 原則として、最初の1か月間は条件付採用期間です。
- 令和5年4月1日に任用されなかった場合でも、名簿の有効期間内に会計年度任用職員の補充等の必要が生じたときには、年度の途中から任用される場合もあります。
- 羽村市会計年度任用職員として任用された方は、「羽村市会計年度任用職員の任用等に関する規則」等を遵守してください。

＜お問合せ先＞ 羽村市総務部職員課 042-555-1111（代表） 内線322・323